



公 示 送 達 書

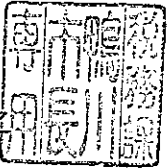
鴨川市告示第 169 号

次の者に係る過誤納金還付のお知らせは、その住所、居所が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び鴨川市税条例(平成17年鴨川市条例第48号)第18条の規定により公示送達します。

なお、これらの書類は鴨川市長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

令和8年10月7日

鴨川市長 佐々木 久之



氏名又は名称	備 考
日暮 晃一	

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。